

# NORMA

ノーマ No.341  
社協情報

10|11  
2020  
OCTOBER NOVEMBER



## SPECIAL REPORT

改正社会福祉法と市区町村社協経営指針の改定について  
（地域共生社会の実現に向けて社協の果たすべき役割）  
P.2

災害ボランティアセンターにかかる経費の国庫負担の実現  
（令和2年7月豪雨災害以降の災害より適用）  
P.8

P.10 ● 地域づくりのいろは [第6回]  
地域の自治力を高める財源  
東京都立大学人文社会学部 准教授 室田 信一氏

P.12 ● 社協活動最前線  
八女市社会福祉協議会（福岡県）  
「ほっと館やめ」を中心に包括的支援体制の構築に取り組む  
八女市社協の新たな取り組み

P.14 ● ジモトでつながる災害ボラセン [第6回]  
多様な主体が協働するために（茨木市社会福祉協議会）

P.16 ● ともに歩もう！ 社会福祉法人 [第6回]  
社会福祉法人松美会事務局長 特別養護老人ホームアイユウの苑事務長  
辻中 浩司氏

# 改正社会福祉法と 市区町村社協経営指針の改定について

～地域共生社会の実現に向けて社協の果たすべき役割～

令和2年6月に社会福祉法が改正され、地域共生社会推進の観点から、市町村における包括的支援体制の構築を進めるため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を「重層的支援体制整備事業」が創設された。

全社協地域福祉推進委員会では、この法改正をはじめ、地域生活課題の変化や同委員会等で策定した各種の方針、「全社協福祉ビジョン2020」、新型コロナウィルス感染症の影響による生活様式や働き方の変化等を踏まえ、全国の市町村社協が使命や経営理念等を共有して組織経営を進めるための基本的な考え方を示した「市区町村社協経営指針」の第2次改定版を本年7月31日とりまとめた。

今号では、社会福祉法改正のポイントと市区町村社協経営指針の第2次改定版の主な内容について解説する。

## 1 令和2年の社会福祉法 改正のポイント

令和2年6月5日、社会福祉法改正案を含む「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が可決、成立し、6月12日に公布された。

改正社会福祉法では、第4条に「地

域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」と規定するとともに、第6条には「国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努める」ことが盛り込まれた。

令和2年6月5日、社会福祉法改正案を含む「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が可決、成立し、6月12日に公布された。

改正社会福祉法では、第4条に「地

その上で、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対して、市町村において包括的に支援する体制を構築するための新たな事業として、「重層的支援体制整備事業」（第106条の4）

が創設された（図1）。これは、実施を希望する市町村の手上げ方式による任意事業とされ、令和3年4月より施行される。

- 相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施
- 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

この事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一

- 地域において多様なつながりが育つことを支援するために、住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援、ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能を合わせた事業を実施

この事業の実施により、各分野の制度・事業を横断的に活用して包括的な支援体制を構築する際に、経費按分等の事務負担が軽減され、属性を問わない包括的な支援体制を、市町村の創意工夫によって円滑に実施できることが

援体制の構築）

### ①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）

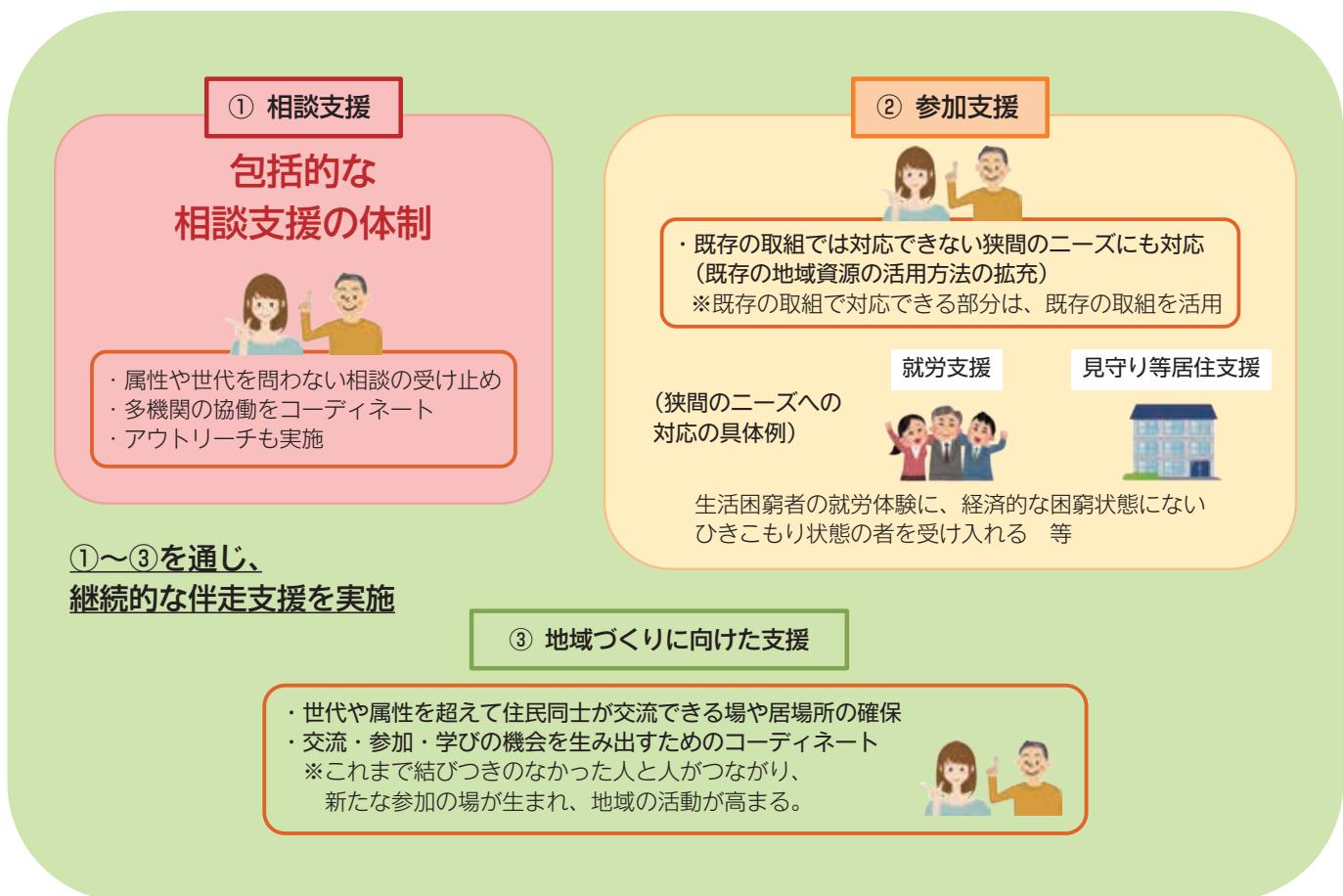
### ②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

### ③地域づくり向けた支援

### ト機能を合わせた事業を実施

### 工夫によって円滑に実施できることが

図1 重層的支援体制整備事業の全体像



期待される。

これまで社協は、心配ごと相談や福祉総合相談の実践を通じて「どこに相談を受けて必要な支援につなぐとともに、地域住民や関係機関・団体等との連携・協働によって資源開発や地域づくりを進めてきた。

今般の法改正は、制度の縦割りを克服して、地域住民を主体とした地域福祉を推進する好機であり、これまで社協としてめざしてきたことが政策化されたものと受け止めて、市町村と協議し、「重層的支援体制整備事業」について積極的に取り組むことが期待される。

## 2 市区町村社協経営指針の第2次改定にあたつて 基本的な考え方

「市区町村社協経営指針」（平成15年3月作成、平成17年3月第1次改定、以下、経営指針）は、全国の市区町村社協が使命や経営理念等を共有して組織経営を進めるための基本的な考え方を示したものである。

前述の令和2年の社会福祉法改正の内容をはじめ、平成17年の第1次改定以降の地域生活課題の変化やこの間に全社協地域福祉推進委員会等で策定された各種の方針、「全社協福祉ビジョン2020」、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式や働き方の

変化等を踏まえ、全国の社協の意見照会を経て、令和2年7月31日に第2次改定版をとりまとめた。

改定にあたっては、以下の基本的な考え方に基づき検討を行った。

- 第1次改定後の地域生活課題や住民の意識、地域社会、制度・施策、行政や関係団体との関係性等の社協をとりまく環境の変化を踏まえ、第2次改定にあたつては、具体的な事業・活動及び組織、社協の経営の方針や取り組みを示す。

すべての社協が経営指針に示した共通の理念のもと活動することを前提とし、具体的な事業や組織、組織経営の内容を各社協で考えられるよう、経営指針では共通事項を記載する。

- 経営指針を各市区町村社協において読み込み、それぞれの「社協発展・強化計画」策定・見直しに活かせるよう整理する。
- 組織経営や地域福祉の推進において、社協は、さまざまな関係者や組織・団体と協働する「連携・協働の場」（プラットフォーム）であることを改めて強調する。

表1 市区町村社協の今後の組織経営のポイント

項目	ポイント
①あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築（包括的な支援体制づくり）	●地域住民の複合化・多様化した支援ニーズに対応するため、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる包括的な支援体制づくりが求められている。そのため専門職による多職種連携や多機関協働、地域住民やボランティア等との協働による地域づくりが必要になる。 ●このことは、令和2年の改正社会福祉法における、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」に重なるものである。
②市区町村社協内の部門間連携の強化と必要に応じた組織の再編	●組織が一丸となって、相乗効果によって課題解決力を高めるため、部門間の連携を強化し、信頼感の強い協働関係をつくるとともに、必要に応じて組織機構の再編を行うことが求められる。
③市区町村圏域を越えた広域的な事業・活動の連携・協働の推進	●今後の少子高齢、人口減少社会を見すえ、広域の視点から地域福祉のあり方を検討・計画化し、具体的な組織基盤の整備や事業・活動の連携・協働の推進が求められる。

### 3

## 市区町村社協の今後の組織経営のポイント

これまで市区町村社協は、地域福祉を推進する中核的な組織として、住民参加を求めながらさまざまな事業・活動に取り組んできた。今日、市区町村社協は、地域共生社会の実現に向かってさまざまな関係者や組織・団体と協働する「連携・協働の場」として、その役割と機能を発揮することが求められる。

第2次改定版では、今後の社協の組織経営のポイントとして、①あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築（包括的な支援体制づくり）、②市区町村社協内の部門間連携の強化と必要に応じた組織機構の再編、③市区町村圏域を越えた広域的な事業・活動の連携・協働の推進を掲げている（表1）。

特に、①あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築（包括的な支援体制づくり）については、令和2年の改正社会福祉法における、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」に重なるものであり、社協がその役割を發揮することが期待されている。

複合化・多様化した地域生活課題の対応に向けて、地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉法

人・福祉施設、NPO、企業、さらにいは福祉以外の分野も含む幅広い関係者が、めざす地域の姿を共有し、それぞれの力を発揮することで地域福祉が推進されるよう、市区町村社協は、「連携・協働の場」の創出・活性化に取り組む必要がある。

### 4

## 市区町村社協の使命、経営理念、基本方針

今後の組織経営のポイントや令和2年の社会福祉法の改正等を踏まえ、第2次改定版では、市区町村社協の使命を、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民および福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することとした。

なお、「ともに生きる豊かな地域社会」とは、地域住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会のことである。

このことは、国がめざす「地域共生社会」や、「持続可能な開発目標（SDGs）」がめざす「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のあ

る社会」と軌を一にするものである。この使命を達成するために、第2次改定版では、市区町村社協の経営理念を以下のとおり位置づけた。

①地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
②誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
③地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
④地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
⑤持続可能で責任ある自律した組織経営

その上で、市区町村社協は、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を經營する者」「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、経営理念に基づく基本方針を以下のとおり位置づけた（表2）。

①地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図ること
②事業の展開にあたって、「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に發揮し、地域住民や関
③事業の展開にあたって、「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に發揮し、地域住民や関

表2 市区町村社協の使命、経営理念、基本方針の対比表

	第1次改定版（平成17年）	第2次改定版（令和2年）
使命	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市区町村社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市区町村社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とする。</li> </ul>
経営理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市区町村社会福祉協議会は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①住民参加・協働による福祉社会の実現</li> <li>②地域における利用者本位の福祉サービスの実現</li> <li>③地域に根ざした総合的な支援体制の実現</li> <li>④地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市区町村社協は、この使命を達成するために、以下の理念に基づき、事業を展開する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現</li> <li>②誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現</li> <li>③地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築</li> <li>④地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出</li> <li>⑤持続可能で責任ある自律した組織経営</li> </ul> </li> </ul>
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市区町村社会福祉協議会は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現するために、以下により組織運営を行う。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たす。</li> <li>②事業の展開にあたって、住民参加を徹底する。</li> <li>③事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行う。</li> <li>④すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市区町村社協は、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、上記経営理念に基づく以下の基本方針により経営を行う。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図る。</li> <li>②事業の展開にあたって、「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。</li> <li>③事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行う。</li> <li>④すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。</li> </ul> </li> </ul>

表3 第1次改定版からの主な変更点

変更点	内容
①連携・協働の場（プラットフォーム）としての役割発揮	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民や関係機関・団体等の「連携・協働の場」として地域住民の複合化・多様化した地域生活課題や潜在的ニーズを受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みを多様な地域関係者と協働してつくることを目的に、具体的な事業展開を図る。</li> <li>●社会福祉法人間の連携を推進し、地域における公益的な取組を進める。</li> </ul>
②部門名称の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>●部門名称は、各社協の実態や制度変更等を踏まえて各部門の役割を明確化する観点から見直しを行った。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①法人経営部門</li> <li>②地域福祉活動推進部門</li> <li>③相談支援・権利擁護部門</li> <li>④介護・生活支援サービス部門</li> </ul> </li> </ul>
③部門間の相互連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民や関係機関・団体との連携・協働により、包括的な支援体制をめざすうえで、社協内の部門間連携を徹底するとともに、社協が有する資源やネットワークを活かし、総合力を発揮することが必要。</li> <li>●部門間の連携により、地域生活課題を把握し、個別支援および地域づくりを進める。</li> </ul>
④広域連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>●少子高齢、人口減少を踏まえ、中山間地域や過疎地域、離島等で福祉サービス等の社会資源が十分でない地域や単独の市区町村では解決が難しい専門的支援を必要とする地域生活課題への対応にあたって、広域での地域福祉推進の視点が必要。</li> <li>●複数市町村社協による共同事業や広域事業の検討、都道府県社協による支援。</li> </ul>

5 主な変更点 第1次改定版からの 前記の市区町村社協の使命、経営理	係機関・団体等、あらゆる関係者の 参加と協働を徹底する。 ③事業の効果測定やコスト把握等の事 業評価を適切に行い、効果的で効率 的な自律した経営を行う。 ④すべての役職員は、高潔な倫理を保 持し、法令を遵守する。
---	--

3。 「連携・協働の場」としての役割発揮 （1）「連携・協働の場」としての役割発揮 （2）部門名称の見直し、（3）部門間の相互連携、（4）広域連携である（表	念、基本方針を踏まえ、第1次改定版 からの主な変更点は、①「連携・協働 の場」（プラットフォーム）としての役 割発揮、②部門名称の見直し、③部 門間の相互連携、④広域連携である（表
---	--



全社協福祉ビジョン 2020

(※) 厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」最終とりまとめでは、「地域や「ミニミニ奈良」における多様なつながりが生まれやすくする環境整備を進めに当たっては、特に、行政、株式会社やNPO等の多様な民間主体、地域住民等が出会い、学び合うことができるようなプラットフォーム機能を普及させていくことが必要である」と記載されている。「プラットフォーム」という言葉には、「ものごとの基礎・基盤」という意味があるとされているが、「全社協福祉ビ

を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みを多様な地域関係者と協働してつくることを目的に、具体的な事業展開を図ることが求められる。

とりつけ、社会福祉事業の主たる担

ジョン2020」ではこのような「つながりの場」であり、地域のなかの基盤として「連携・協働の場」という用語を使用しており、経営指針の第2次改定版においても、この用語を用いた。

「談話支援と権利擁護支援を行う「相談支援部門」、その人らしい地域での暮らしを直接的に支える「介護・生活支援サービス部門」の事業推進体制を整備する必要がある。

事業規模に応じて、「地域福祉活動推進部門」と「相談支援・権利擁護部門」を統合することも考えられる。なお、日常生活自立支援事業の利用者や法人後見の被後見人等が社協の介護・生活支援サービス等を利用する場合には、利益相反を回避し、利用者等の権利擁護を図るために、部門を明確に区分する必要がある。また、法人後見事業や成年後見制度の利用支援等を行う権利擁護センター等を設置する場合等には、第三者性を高めた運営・監視体制の確保が求められる。

地域住民や関係機関・団体等との連携・協働により、包括的な支援体制をめざすうえで、社協内の部門間連携を徹底するとともに社協が有する資源やネットワークを活かし、総合力を発揮することが必要である。

社協として総合力を発揮するためには、事業担当による「縦割り」の対応ではなく、社協内の各部署が有機的につながりながら支援を展開していくことが求められる。さらに、地域住民からの相談を受け止め、相談支援・権利擁護部門と地域福祉活動推進部門、介護・生活支援サービス部門とが連携し組織全体で対応する局内連携体制を確立させることが重要である。

## (2) 部門名称の見直し

部門名称は、各社協の実態や制度変更等を踏まえて各部門の役割を明確化する観点から見直しを行った（表4）。具体的な部門構成は各社協の状況に応じて多様であるが、求められる機能としては、マネジメントを行う「法人経営部門」、地域福祉推進の中核的な役割を果たす「地域福祉活動推進部門」、あらゆる地域生活課題を受け止め、相

全社協地域福祉推進委員会では、共同宣言を踏まえ、すでに取り組みが広がっている都道府県・指定都市圏域に加えて、市区町村圏域においても、社会福祉法人連絡会の設置や複数法人の協働による事業の開発等を推進していくこととしている。今後、共同宣言の具体化に向けた社協としての取り組み課題や事例等を示していく予定である。

### (3) 部門間の相互連携

## 全社協地域福祉推進委員会と全国社会福祉法人経営者協議会の共同宣言

## ともに生きる豊かな地域社会の実現に向けた 共同宣言

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
地域福祉推進委員会 委員長 川村 裕  
全国社会福祉法人経営者協議会 会長 磯 彰格

「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて、私たち社会福祉協議会と社会福祉法人・福祉施設は連携・協働し、地域のネットワークを広げながら持続可能な地域づくりと地域生活課題の解決を目指し、以下、ともに実行していくことを宣言します。

一 私たちは、都道府県・指定都市圏域、市区町村圏域それぞれにおいて、地域住民や多様な福祉組織・関係者との「連携・協働の場」の活性化をともに進めます。

一 私たちは、地域住民や多様な福祉組織・関係者、行政等とのネットワーク化を図りながら、地域生活課題の発見と情報共有をともに進めます。

一 私たちは、地域における包括的・重層的な支援体制づくりを主導し、多機関協働と多職種連携のもとに、地域生活課題の解決に向けた多様な実践や事業・活動の開発・展開をともに進めます。

表4 市区町村社協の部門構成の基本的な考え方

部門	内容
①法人経営部門 (改定前: 法人運営部門)	適切な法人運営と効率的な事業経営を行うための業務を担当し、財務・人事管理をはじめ、組織全体に関わる企画・調整等を行う部門
②地域福祉活動推進部門 (改定前: 変更なし)	地域住民やボランティア、各種団体・機関と連携・協働して、地域生活課題を把握し、課題の解決や地域づくりに向けた取り組みを計画的・総合的に推進するとともに、福祉教育・ボランティア活動を通じて地域福祉への関心を高め、主体形成を図る部門
③相談支援・権利擁護部門 (改定前: 福祉サービス利用支援部門)	相談や資金貸付、手続代行、金銭管理、情報提供等の業務を通じて、高齢者、障害者、生活困窮者等を支援し、権利を擁護する部門
④介護・生活支援サービス部門 (改定前: 在宅福祉サービス部門)	介護保険サービスや障害福祉サービスのほか、市区町村からの受託による介護・生活支援サービス等を法令や契約に基づき運営するとともに、上乗せ横出しサービスの実施等により制度の狭間の地域生活課題にも対応する部門

## (4) 広域連携

少子高齢、人口減少を踏まえ、中山間地域や過疎地域、離島等で福祉サービス等の社会資源が十分でない地域や単独の市区町村では解決が難しい専門的支援を必要とする地域生活課題への対応にあたって、広域での地域福祉推進の視点が必要である。

社協の強みは、社協相互のネットワークがあることであり、単独の市区

町村では経営が困難である事業や十分な人員配置ができない事業について、共同事業や広域事業を検討し実施する意義は大きい。その際、都道府県社協は市区町村社協と連携し、広域的な取り組みを推進するため、積極的に役割を發揮することが求められる。

実際に、成年後見制度利用促進のための中核機関、権利擁護センターの運営、生活困窮者自立支援法による自立相談支援機関の運営等においては、複数市区町村社協によるものや、都道府県社協が実施する事業に町村部が協力して事業を実施する例が見られるようになってきた。

また、令和2年に成立した改正社会福祉法では、社会福祉連携推進法人制度が創設された。この制度は社会福祉法人等が連携して事業を行うものであり、社協同士、あるいは社会福祉法人・福祉施設との広域連携による事業展開も可能である。

## 6 経営指針のさらなる普及・推進について

第2次改定版では、これまで市区町村社協が取り組んできた経験と実績を踏まえながら、時代の変化に合わせ、将来を見据えた目標を定め、具体的な戦略をもつて経営に取り組むための指向性を示している。

市区町村社協においては、経営指針の内容を踏まえ、これから組織の進むべき方向を役職員が十分協議し、自らの経営理念、ビジョンを定め、「社協発展・強化計画」(中期経営計画)等を策定する等、具体的な戦略をもつて経営を進めたい。

なお、全社協地域福祉推進委員会では、経営指針の改定を踏まえて、各社協における「社協発展・強化計画」の策定・改定を推進し、経営基盤強化を図るため、「市区町村社協発展・強化計画」策定の手引の改定を行う予定である。

また、経営指針の改定内容や改正社会福祉法の趣旨、「全社協ビジョン2020」のポイント等を解説した「地域共生社会の実現に向けた社協事業の展開に関する都道府県・指定都市社協ウェビナー」を「地域福祉・ボランティア情報ネットワーク」ホームページ

ジの「地域福祉部研修動画サイト」にて動画配信しているので、各社協での「社協発展・強化計画」等の策定に向け、ぜひご活用いただきたい(表5)。

表5 地域共生社会の実現に向けた社協事業の展開に関する都道府県・指定都市社協ウェビナー(動画配信)

時間	主な内容
① 5分	挨拶 全社協地域福祉推進委員会企画小委員会委員長 越智 和子
② 30分	特別講義「『全社協福祉ビジョン2020』を踏まえた今後の社協事業の展開」 全社協副会長 古都 賢一
③ 40分	行政説明「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の改正内容と社協への期待」 厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域福祉専門官 玉置 隼人
④ 40分	事業説明①「市区町村社協経営指針の改定等を踏まえた社協事業の展開」 全社協地域福祉部長 高橋 良太
⑤ 15分	事業説明②「新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した地域福祉活動の再開」 全社協地域福祉部長 高橋 良太
⑥ 15分	事業説明③「不祥事の発生・再発防止の徹底」 全社協地域福祉部副部長 水谷 詩帆

(URL) <https://www.shakyo.or.jp/gyoumu/webseminar/training01/index.html>  
※ID webinar2020、PASS zchiiki4655 を入力すると視聴可能。

## 報 告

# 災害ボランティアセンターにかかる 経費の国庫負担の実現

～令和2年7月豪雨災害以降の災害より適用～

全国の市区町村社協、都道府県・指定都市社協の継続的な要望活動により、令和2年8月28日、災害ボランティアセンターに対する国庫負担が実現しました。本稿では、国庫負担の内容と対象範囲等のポイントについて報告します。

### \* 災害VCの国庫負担が実現

令和2年8月28日、内閣府は、事務連絡「令和2年7月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について」を発出し、災害ボランティアセンター（以下、災害VC）で行う救助とボランティア活動の調整に必要な人件費および旅費については、災害救助法の国庫負担の対象となることを明らかにしました（※）。

これまで社協は、災害発生時には災害VCを設置・運営し、ボランティアとともに被災者および被災地の支援を実施してきました。近年、災害が頻発化・激甚化するなか、災害ボランティア活動はますます活発化しており、災害VCの役割に大きな期待が寄せられています。

また、全国社会福祉協議会（以下、全社協）は、令和元年9月に報告書『災害時福祉支援活動の強化のために―被災者の命と健康、生活再建を支える基盤整備を―』をとりまとめ、災害VCのコーディネーターの人件費、災害VCに派遣する職員（社協等職員）の旅費等、災害VCの基盤整備への公的財源の確保について、全国の市区町村社協、都道府県・指定都市社協と連携して継続的に要望してきました。

### \* 国庫負担の内容と対象範囲

こうした要望も踏まえ、このたび国は、災害ボランティア活動や、それを調整する災害VCの運営を、被災者を支援する「共助」の取り組みと位置づけ、救助とボランティア活動の調整に必要な人員の確保について災害救助費負担金の国庫負担の対象としました。

今回の措置における災害VCにかかる費用については、具体的には、調整事務を行う人員を確保するための次の経費が救助事務費の対象とされています（図表1）。

- ・人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）および社協等が雇用する臨時職員および非常勤職員の賃金）
- ・旅費（災害VCに派遣する職員（社協等職員）にかかる旅費）

### \* 民間活動としての災害VC

災害VCの一部の費用が国庫負担となることで、行政と委託契約を締結することが必要となります。このことにより、これまで社協等により民間活動として行われていた災害VCの活動すべてが行政の委託事業として位置づけられることになるのではないかと懸念する声があります。

このことについては、災害ボラン

は「共助」の取り組みであると明言しています。このため災害VCの運営はこれまでと同様、ボランティア（住民）、NPO、企業等による共助の取り組みであり、「被災者中心」「地元主体」「協働」を基本とした民間活動であること変わりはありません。

また、災害VCの設置・運営にかかる費用は、今回対象となつた人件費、旅費以外にもさまざまなものがあります。その経費は、これまで市町村の補助金・委託金といった公費のほか、共同募金（災害等準備金等）、助成財団等の助成金、住民や企業からの寄付金など、さまざまな財源によりまかなければなりません。委託契約により負担される費用は、災害VCの設置・運営の一部でしかないため、災害VCの設置・運営全体が自治体の委託事業となるものではありません。このため、災害VCはこれまでと同様に、民間活動として、その役割を發揮することが期待されます。

災害時福祉支援活動の強化のために  
～被災者の命と健康、生活再建を支える基盤整備を～  
(概 言)

令和元年9月30日

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
災害時福祉支援活動に賛同する連合会

報告書「災害時福祉支援活動の強化のために」

象となつた人件費と旅費を国に請求するための必要な手続きであることをご理解いただくようお願いいたします。

(※) 令和2年8月28日、全社協は、各都道府県・指定都市社協に対して、災害VCで行う救助とボランティア活動の調整に必要な人件費および旅費について、災害救助法の国庫負担の対象となつたことを連絡しました（令和2年8月28日付全社政発第66号「災害ボランティアセンターにかかる経費の国庫負担の実現と今後に向けた協定の締結について」）。

その後、各社協からの照会等をもとに、10月12日、全社協では、災害VCに対する災害救助費負担金の国庫負担について、内閣府と調整のうえ、災害VCのボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整に係る事務に関するQ&A（vol.1）や、委託契約書、提出書類書式のひな形等を作成しました（令和2年10月12日付全社政発第87号「災害ボランティアセンターに対する災害救助費負担金の国庫負担に関するQ&A等について」）。これは、基本的な考え方のほか、対象となる組織や対象業務、対象費用等の計36個のQ&Aを示しています。

図表1 令和2年7月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について

近年、頻発化・激甚化する災害への対応に必要不可欠なボランティアの調整（受入・活動調整等）を後押しすることで、公助による救助の円滑化・効率化を図る。

### <背景・課題>

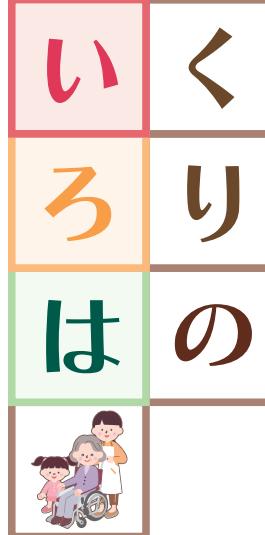
- 災害ボランティア活動やそれを調整する災害ボランティアセンターの運営は、被災者を支援する共助の取組として行われている。
- 一方、近年わが国で災害が頻発化・激甚化する中、ボランティア活動は益々活発化しており、広域から多数駆け付けるボランティアの調整の負担は増大している。
- 公助の災害救助活動である避難所運営や障害物除去などの救助を円滑かつ効果的に行うためには、公助の救助事務として、共助のボランティア活動との調整を実施することが必要となってきている。

公助による救助の円滑化・効率化を図るために、救助とボランティア活動の調整に必要な人員の確保について、災害救助法の国庫負担の対象とする。

### <概要>

- 対象事務：災害ボランティアセンターで行う救助とボランティア活動の調整事務
  - 対象経費：調整事務を行う人員を確保するための次の経費
    - ・人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿泊直を含む）及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金）
    - ・旅費（災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）
- ※令和2年7月豪雨以降の災害に適用

# 地域づくりのはじめ



## 地域の自治力を高める財源

東京都立大学人文社会学部 准教授 室田 信一

### 地域活動と親和的なお金のあり方

近年、地域福祉の領域においてもファンドレイジングの議論が活発に行われるようになつてきました。その背景として、クラウドファンディングに代表されるような、インターネットを用いたファンドレイジングの方法が浸透してきていることと、休眠預金やふるさと納税の活用、子どもの未来応援基金などの政府主導の基金の創設などの市民活動を財政的に支える仕組みが新たに設けられてきたことなどがあげられます。財源の確保に苦労してきた小さな団体が、発想一つで大きな活動資金を手にすることも可能になりました。市民活動を支える財源が多様化するとともに、財源のパイ自体も拡大する傾向にあるといえます。しかし、そうした「新たな」財源は地域活動にとって親和的なものでしようか。

### 地域共生社会の財源

令和2年6月の社会福祉法改正により令和3年度から重層的支援体制整備事業が実施されることになりました。端的にいうと、この事業によって、地域における包括的な支援体制や地域づくりの活動に国の予算がつくことにな

りました。地域の福祉活動を後押しするという意味で、このことは画期的といえますが、地方分権化が進み、地域のことは地域で取り組むという時代のなかで、国家予算によって地域の活動が支えられることは矛盾する点もあります。

国が予算をつけるということは、地域間格差を縮小させるという点では望ましいことですが、同事業は任意事業であるため、むしろ格差が一層拡大することも懸念されます。

また、将来的にこの予算が継続しなくなつたときにどうなるでしょうか。その時は地域活動の振興を諦めるのでしょうか。未来はどうなるかわかりませんが、何が起つても動じない強い地域をつくることは地域活動を推進するものに課せられた使命といえます。

以下では、財源確保を通して強い地域づくりに取り組んでいる二つの社協の実践を参考に、地域におけるお金のあり方について検討します。

### 社協会費に関する自治会への訪問説明（上尾市社協）

埼玉県・上尾市社協では、5年ほど前から自主財源を増強するためにプロジェクトを立ち上げました。そのプロジェクトとは、社協職員が各自治会で開催される会議に出向き、社協会費の説明をするというものです。人口約23万人の上尾市には114の自治会がありの活動に国の予算がつくことにな

り、競争的資金の獲得には不慣れな部分もあるでしょう。また、不慣れであることと同時に、競争や成果という考え方自体が地域活動と親和的ではないという面もあるのではないかでしょうか。

実際に会費の協力に対して動いてもらう班長の方々に顔を合わせることが、社協への理解につながると考えたそうです。

このプロジェクトは、各自治会から希望を募り、社協職員が班長会等の會議に参加し、社協会費の使途や地域活動の状況について説明します。訪問では、管理職と管理職以外の職員が必ずペアになります。社協には地区担当の職員もいますが、この訪問説明は社協全体の取り組みとして実施しているため、特別な理由がない限りは地区担当の職員以外の職員が2名で訪問するこ



上尾市平方地区における地域福祉懇談会の様子

とになっています。

これまで30～40の班に訪問説明を行っており、5年間で延べ150～200か所訪問したそうですが、すべての自治会の班長会に出向いたわけではないとのことです。

実はこのプロジェクトは、社協会費の増額を目指していますが、そのこと以上に、社協が市民から会費を集めていることの意義について職員が考える機会としての意味合いが強いといえます。

全国の自治体では、自治会活動を通して社協会費を集金する慣習がありますが、その金額は年々目減りする傾向にあります。上尾市社協は、そのことを仕方がないと諦めるのではなく、市民に社協会費の使途や目的を丁寧に説明するプロセスを通して、市民の会費によって支えられているという社協の



助成を受けた団体によるひとり親家庭への食の支援

ウイルスの蔓延が徐々に深刻になり始めた令和2年4月上旬に、地域におけるウイルス対策のための募金プロジェクトを発足し、5月1日から募金を開始しました。その結果、300万円ほどが最初の5か月間で集まりました。寄付者はすべて市内在住の個人か市内の企業です。寄付の金額は数千円から数十万円までさまざまですが、多くの方は1万円以上寄付しており、企業に至っては1件あたり平均して約10万円の寄付をしています。

集めた寄付金の使い道としては、6月1日から助成の申請を受け付けて、市の地域活動に対して1団体につき最大10万円の助成金を提供しており、9月末までで22団体に対して約150万円の活動助成を行ってきました。助成の対象となる活動は、新型コロナウイルスの影響を受けた市民（子どもたちや高齢者、障害者、生活困窮者等）への支援を行うことと、新型

コロナウイルス対策に取り組むことに限られています。よくある助成事業と大きく異なる点は、市内で活動する3人以上の団体であれば特に法人格や活動実績などは問わないという点です。すなわち、新型コロナウイルス対策のために立ち上がった急造チームなどもこの助成事業の対象になるということです。助成を受けた団体の活動の中には、ひとり親家庭に向けて食事と子ども用マスクの配布を行うものや、子供の材料費に充てるもの、多胎児家庭が孤立しないようオンライン交流を目的にタブレット端末を購入するものなどがありました。緊急事態宣言が解除されたばかりで、まだ新たな生活様式に慣れていない6月初めに、こうした活動助成が行われていたことは地域の強さを示しています。

実は立川市社協では、新型コロナウイルスが蔓延する以前から、地域活動推進課で複数のプロジェクトの準備を始めました。その一つが資金調達に関するプロジェクトだったので、新型コロナウイルスによる情勢の変化にすぐに対応できたということです。なお、立川市社協ではこれまでに利用目的を絞った寄付金集めをすることはなかったということですが、今回の新型コロナウイルス対策の募金経験を通じて、地域住民が寄付の意義を感じる大いに左右されず、自らの価値観に基づいて地域を護っていくことができるところです。そのような自治力は、地域共生社会といわれるこれから時代において、一層重要なものです。

の意義ある活動に利用されるというお金の流れが見えてくることも寄付者にとって大切な要素だったということです。

## 財源と自治力

二つの社協の事例を通して見えてきたことは、社協がこれまで培ってきた関係性や信頼を基盤とした資金調達のあり方です。そこには、冒頭述べた「新たな」財源にみられる競争や成果と地域が主導して護っていくという姿勢を感じることができます。あたかも、地域の景観やシンボルとなる建造物などをみんなで協力して護っていく取り組みのようです。二つの事例で社協職員が取り組んだことは、そこに人が共感する物語を付け加えたということです。なぜ社協会費が必要なのか、なぜ新型コロナウイルス対策が必要なのか、その「なぜ」に対する答えをストーリーとして市民に伝えることで、地域に共通する価値観が形成され、その価値観を具現化する行為として会費を納めることや寄付することが自然な流れとなるのだと思います。

自治力のある地域とは、国の政策などに左右されず、自らの価値観に基づいて地域を護っていくことができるところです。そのような自治力は、地域共生社会といわれるこれから時代において、一層重要なものです。また、集まった寄付金が市内

# 社協活動最前線

## 八女市社会福祉協議会

「ほっと館やめ」を中心に包括的支援体制の構築に取り組む八女市社協の新たな取り組み



八女中央大茶園。八女市は日本有数のお茶の産地であり、小高い山の丘陵からは見渡す限り緑のじゅうたんが敷き詰められている。

八女市社協では、地域力強化推進事業と多機関協働による包括的支援体制構築事業の二つのモデル事業を受託し、地域の中に隠れていた本当に困っている人たちへの支援体制の強化に乗り出した。制度の縦割りを越えた包括的支援体制の構築に向けた先進的な動きについてお話をうかがった。

### 社協データ

#### 【地域の状況】(令和2年9月末現在)

人口	62,064人
世帯数	25,075世帯
高齢化率	35.64%

#### 【社協の概要】(令和2年9月末現在)

理事	12人
評議員	18人
監事	2人
職員数	204人（正規職員41人、嘱託職員61人、パート・登録職員102人）

#### 【主な事業】

- 福祉総合相談センター事業
- ふれあいのまちづくり事業（サロン支援等）
- ボランティアセンター事業
- 生活支援体制整備事業
- 多機関協働による相談支援包括化推進事業
- 地域力強化推進事業
- 福祉生活支援室「ほっと館やめ」運営事業（フードバンク支援事業）（ひきこもり等支援事業）
- 家計改善支援事業
- 農福連携事業
- 日常生活自立支援事業
- 法人後見支援事業
- 福祉資金貸付事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 社会福祉法人の連携による地域貢献事業
- 通所介護事業（4か所）
- 居宅介護支援事業（3か所）
- 訪問介護支援事業（1か所）
- 特別養護老人ホーム運営事業（1か所）
- 社会事業授産施設運営事業（1か所）

### 二つのモデル事業を受託した経緯

八女市社会福祉協議会（以下、市社協）では、①地域力強化推進事業、②多機関の協働による包括的支援体制構築事業の二つのモデル事業を平成30年7月より受託している。二つの事業を実施するようになつた経緯について、福祉課地域福祉係長の木村育英さんは次のように説明する。

「きっかけとなつたのは、平成28年10月から第2次地域福祉計画と市社協の地域福祉活動計画の策定を行政と一緒にとなつて行つたことでした。さまざまな情報交換をするなかで、制度の狭間にいる生活に困難を抱えた方々に対する支援の必要性を痛感し、行政とも問題意識を共有できました」

市社協では、それまでは主に高齢者を対象とした事業や活動を進めていた。しかし今後求められていく包括的支援体制の強化を見えると、

### 「ほっと館やめ」を設置

まず取り組んだのは、福祉生活支援室「ほっと館（かん）やめ」の開設である。ほっとする場所、ほっとな場所、ほっとかない場所という3

そのままでは問題があつた。例えば生活困窮者への支援として取り組んでいたのは、生活福祉資金貸付などに限定された事業のみ。今日食べるのも困つている人や、いわゆる8050問題を抱える家族の悩みに応える体制はほとんど整つておらず、そうしたニーズが地域から市社協につながることも少なかつたのである。地域からあがつてくる課題をスピード的にキャッチして、さまざまな関係機関と連携を図りながら、解決へと結びつけていく。そんなシステムを早急に構築する必要があつた。二つのモデル事業を受託したのは、新たな市社協のあり方を模索しようという意欲の表れでもある。

「フードバンク事業は工農コープ生協にご協力いただき、フードドライブと提携することで生活困窮者支援につなげています。最初はどこまで商品寄付が集まるのか不安でしたが、ドラッグストアやコンビニなど次々に協力者が現れ、今では市民の方々からの寄付も集まるようになりました。この活動をきっかけとし



フードバンク事業（左）とフリースペース（右）の運営を行う「ほっと館やめ」

つの「ほっと」をキヤッチフレーズとした市社協の新たな顔となる窓口だ。主に、①フードバンク事業の拠点、②フリースペースの二つの機能があり、地域に住むあらゆる人たちが集まることができて、年齢や対象を問わずさまざまな相談も気軽にできるような拠点をめざした。まずは平成30年4月に西エリア（都市部）の「ほっと館やめ」をオープンし、翌年4月に東エリア（中山間地域）にも設置した。

「フードバンク事業は工農コープ生協にご協力いただき、フードドライブと提携することで生活困窮者支援につなげています。最初はどこまで商品寄付が集まるのか不安でしたが、ドラッグストアやコンビニなど次々に協力者が現れ、今では市民の方々からの寄付も集まるようになりました。この活動をきっかけとし

て、相談支援窓口の存在を知つてくれた人もたくさんいます」と、市社

協福祉課の野田智史さんは語る。

「ほっと館やめ」では、野田さんをはじめ、複数の相談員（本所4名、上陽支所2名）が配置され、生活困

福岡県の南部に位置する。平成18年から2回の市町村合併を経て、県内で2番目の面積を有する広大な市となった。北は久留米市、広川町、うきは市、西は筑後市、みやま市、南は熊本県、東は大分県に接している。八女丘陵には岩戸山古墳をはじめ多くの古墳があり、仮壇・提灯・手すき和紙などの伝統工芸品や、八女茶、電照菊、イチゴなどの農産物も豊富である。



フリースペースでのガーベラのラッピング作業

窮・不登校・ひきこもり・介護等についての悩みを聞いてくれる相談対応を隨時行っている。

### さまざまなニーズを受け止め、柔軟な活用が可能な拠点

「ほつと館やめ」は、子どもから高齢者まで市民なら誰でもふらっと集まるフリースペースにもなっていて、

市内の団体が会合の場としても活用できる。

開設した当初は利用者が少ない時期もあつたが、関係機関にPRをしたり、市内で活動していた「笑福クラブ親の会（不登校・ひきこもり親の会）」の定例会の会場として活用されるようになつたことをきっかけに利用者が増えてきた。外国籍の住民

にも利用してもらおうと、英語版のチラシも作成している。現在、笑福クラブ親の会の月1回の定例会のか、「ひまわりの会（不登校親の会）」の会合、精神対話士による無料相談会、適応指導教室「あしたば」の授業などが随時開催されている。

さらに活動は広がっていき、フリースペースを活用した軽作業、料理教室、ほつとファーム（畑作業）、企業との連携による寄付用マスクづくり、ひきこもり理解のための講演会の開催など、設置から3年あまりで次々に実績が積み上がるようになった。フリースペースでの軽作業等は、制度外の自主的な取り組みであり、障害がある人やひきこもりから社会参加をめざす人が本格的に就労支援事業所等に行く準備段階の受け皿として、柔軟な活用が可能である。

『ほつと館やめ』の相談窓口のモットーは、どんな悩みでも断らないこと。これまではどうしても社協が行つてはいるサービスの対象に該当しない相談だと、他の窓口を紹介するだけに留まっているケースがほとんどでした」と木村さん。フレーバンクやフリースペースの機能を生かした柔軟な支援が可能になつたことにより、分野や対象を越えたさまざまなニーズを受け止めることができるようになつた。

市内6地区に各1名の相談支援包括化推進員を配置

市社協では、相談支援包括化推進員の役割を担う「まるごとサポート（あなたのまちの相談員）」を市内6地区に1名ずつ配置した。まるごとサポートは、いわゆる支援困難事例にも対応し、複数の相談支援機関や行政との調整も担うため、相談支援の経験を持つ職員を異動により充てた。市社協の福祉課長、ほつと館相談員、生活支援コーディネーター、相談支援包括化推進員が集まる生活困窮者支援連絡調整会議を月1回（第2月曜日）開催し、情報を共有し支援方針を検討している。

また、複雑化したニーズに対応していくため重要なのが、地域に存在するさまざまな相談支援機関とのネットワークづくりだ。このため、相談支援包括化推進員が中心となつて、市内で高齢・児童・障害・生活困窮・地域福祉などの相談支援に関わっている人たちを対象に、情報交換や相談支援ネットワークの構築をめざしたコーディネーター（調整機関）連絡会を実施するよう役割を担つていくに違いない。

連絡会では、各機関の抱えている課題、制度の狭間にいる人たちへの支援方法、各団体がもつ相談記録表の共有など、有意義な情報交換が交わされている。まるごとサポートの役割をより分かりやすく地域の関係者に示すため、具体的なケースを列挙した事例集の作成にも取り組んだ。

「二つのモデル事業を受託したことで、市社協は地域共生社会の実現に向けて大きく前進することができました。今後も私たちが地域づくりと関係機関連携の『核』となれるよう、活動を積極的に推進していくんですね」と、木村さん。モデル事業を通じて、あらゆる相談をまず受け止めるという意識が市社協全体に浸透してきたことにより、部所間の連携もよくなつたという。

今後の課題として、木村さんは、行政や民生委員・児童委員をはじめ、小地域福祉活動等の住民主体の取り組みとの連携をあげ、「さまざまな相談を受け止める場や多機関をコーディネートする機能が整うことで、住民が気づいた地域のニーズが今まで以上に寄せられるとともに、住民同士の助け合いが進むきっかけになれば」と期待を込める。

地域とともに歩んできた八女市協だからこそ、今後進められる重層的支援体制の整備に向けても中心的役割を担つていくに違いない。

# ジモトでつながる災害ボラセン

多様な主体が協働するために

茨木市社会福祉協議会

被災地での活動経験を持つた  
プロボノ団体との協働

発災翌日、災害ボランティアセン

ター（以下、災害VC）に駆けつけた  
プロボノ（専門性を活かしたボラン  
ティア）団体の方から、災害VCに支  
援備品として届いていたブルーシート  
について、「このシートでは耐久性が  
低いのでダメです。雨風をしのぐため  
には3000番以上のシートが必要で  
す」とアドバイスを受けた。このこと  
がとても衝撃的であった。

その時我々にはブルーシート張りの  
知識もノウハウもなく、そもそも高所  
での作業をボランティアとして行うと  
いう考えがなかつたため、支援を求め  
る地域住民に対し何もできない状況で  
あった。プロボノ団体と知り合つたこ

とで、被災地での活動経験を活かした  
知識や心構えを災害VCへ伝えていた  
だき、今までになかつたような災害支  
援がスタートした。

また、平成30年6月18日に起つた  
大阪北部地震に加え、6月末からの西  
日本豪雨災害により、被災した家屋が  
さらに被害を受け、災害VCへのニー  
ズとして結果的にブルーシート張りが  
一番多くなつた。ブルーシート張りで  
は、その暴風雨の影響もさることなが  
ら、一定期間過ぎるとブルーシートが  
劣化して張り替えが必要であった。そ  
のため、屋根の修理業者が間に合わな  
い場合や、経済的な理由で修理が難し  
い場合は継続的な支援が必要になつた。  
行政を含めさまざまな立場にある団体  
間の調整も必要になつてくる。熱い想  
いを持って支援に来た方々に対しても、  
被災地社協としてどういった連携が築  
けるのか、もしかしたらその想いが行

を結成し、現在も活動が続いている。  
それぞれの立場を活かすために  
は調整役が必要

を結成し、現在も活動が続いている。

発災後は、地震で倒れた家具など、  
散乱した家の整理にあわせ、壊れた  
家財などをゴミ処理場まで運搬するた  
めの車両や駐車スペース、長期化する  
ニーズに対応する団体の活動拠点、さら  
にはブルーシートや土のう袋をはじめ、各種の資材が大量に必要となつた。  
茨木市社会福祉協議会は平成26年に茨  
木市と災害協定を結んでいたこともあ  
り、スマーズに資材や資源の確保の協  
力を得ることはできたが、実際には被  
災地で活動した経験のあるボランティ  
アのアドバイスで気づかされることも  
多く、経験して初めて具体的に何が必  
要なのかがわかつた。

今回の災害時には、個人ボランティ  
アやプロボノ団体を含む各団体など  
「自分達ができることを被災地のため  
に活かしたい」と、多くの自主的な支  
援が集まつた。災害VCの役割の一つ  
である「助けて欲しい」「助けたい」と  
いうお互いの想いをつなげるために、  
ボランティアと被災者間だけでなく、  
被災地社協としてどういった連携が築  
けるのか、もしかしたらその想いが行  
き過ぎてしまいお互いにうまくいかな  
くなることもあるかもしれない。行政  
の立場一つとっても、できることで  
きないことがあるため、お互いが一歩  
下がつて一つの共同体となり被災地の  
ために協力できるよう、社協は調整役  
となることが大切である。



作業前ミーティング



ブルーシート張りの様子



新型コロナウイルス感染症により、地域福祉活動が制限されるなか、つながりを途切れさせない社協の新たな取り組みや工夫を発信します。



## ●「50円募金」に込めた想い 子どもたちにお菓子を コロナで苦境の家庭へ

滋賀県社会福祉協議会

コロナの影響で暮らし向きが厳しくなった世帯の子どもに菓子代をと、7月1日から「コロナショック！ 滋賀の子ども緊急支援募金」を始めました。スーパー・事業所、保育園など600か所に募金箱設置を依頼し、「一人の50円、140万県民つながれば7,000万円」を目指し、協力を求めていきます。

3月下旬から5月末までに生活福祉資金の特例貸付を受けた3,102世帯の約3割に当たる857世帯に、中学生以下の子どもがいます。6月中旬には、これらの各世帯に3,000円の金券を贈りました。さらなる支援のため、9月末まで募金箱を置き、10月には次のプレゼントを贈る予定です。口座振込による寄付やクラウドファンディングも開始します。



## ●「こんな時だからこそ！」の想いを大切に…オープンカフェ始めました♥

大阪市港区の地域活動者×大阪市港区社会福祉協議会



コロナ禍で、高齢者の食事会、コミュニティ食堂、喫茶サロンなどの“集い”がすべて中止となるなか、屋外での開催であれば、3密を避けられるのではないかと考え、「オープンカフェ」が立ち上りました。

オープンカフェの会場は、会館横の広場や駐車場にテントを立てるなど、地域ごとに工夫がみられます。体温測定や手指消毒の徹底、使い捨てカップを使うなどの衛生面にも配慮しています。

久しぶりの“集い”に参加された方々の素敵なお顔に、活動者からは「活動者にとっても励みになった」「継続することの大切さを感じた」との声も聴かれ、実施できたことの嬉しさと、活動の意義を感じています。

# 社会福祉の総合情報誌 月刊福祉



### 特集

#### コロナ禍における福祉の現状と対応

新型コロナウイルス感染症は、人と人が向き合ってのケアを基本とする福祉の現場に多大な影響を与えています。依然として収束が見えず、感染拡大の波が繰り返されることが見込まれるため、ウイルスの存在を前提とした対応が求められています。「コロナ禍」と呼ばれる今、福祉の現場で何が起きたのかを発信するとともに、どのような備えや対応がこれから求められるのかを検討します。

### 毎月6日発売

定価 本体971円(税別)  
●B5判・104頁 ●送料300円  
※10冊以上購入・定期購読の方は  
送料サービス



詳細はコチラ!

多くの社協で愛読されている信頼と実績の福祉の総合月刊誌

#### [2020年 特集タイトル]

- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 10月号  | SDGsは福祉に何をもたらすか   |
| 8・9月号 | 福祉現場で安全・安心に働くこととは |
| 7月号   | 困難に直面する女性への支援     |
| 6月号   | ボランティアの潮流         |
| 5月号   | 居住支援のこれから         |

#### [予告] 増刊号

#### 「Withコロナ時代の社会福祉(仮)」

2021年2月発売予定

ご期待ください!

■全社協出版部 受注センター  
受注 TEL. 049-257-1080 FAX. 049-257-3111  
専用 E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

お申込みは、書店、都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ●

全社協

社会福祉法人全国社会福祉協議会 出版部  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2  
新霞が関ビル

福祉関係図書の検索・注文ができる  
ホームページ <https://www.fukushinohon.gr.jp/>  
※クレジットカード決済にも対応

2020年10・11月号 令和2年11月20日発行

編集／全国社会福祉協議会 地域福祉部

発行所／地域福祉推進委員会 <https://www.zcwvc.net/>  
東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
TEL 03-3581-4655 FAX 03-3581-7858

代表者／川村 裕

編集人／高橋 良太

定価／200円(税別)

デザイン・印刷／三報社印刷株式会社

編集後記

新型コロナウイルスの影響もあり、これまでの対面の関わりができず、ZOOMやLINEのビデオ通話を日常的に使うようになりました。家にいながら、離れて暮らす家族や友達などの顔を見られるのは便利で心がほっとします。業務でもオンラインが欠かせなくなっていて、この半年

間でICTが明らかに進んでいます。幸か不幸かコロナ禍で人とのつながり方も多様になっていますが、オンライン上の「効率的なつながり」だけでなく、直接会って感じる「あたたかなつながり」も忘れないようにならないといけないです。コロナ収束後に会えるのを楽しみに。(村)



# ともに歩もう!

## 社会福祉法人

第6回

つじなか こうじ  
辻中 浩司 氏(社会福祉法人松美会事務局長／特別養護老人ホームアイユウの苑事務長)  
全国社会福祉法人経営者協議会中央推薦協議員・経営強化委員会副委員長、全国老人福祉施設協議会老施協総研運営委員会委員、社会福祉士・介護支援専門員

協力 全国社会福祉法人経営者協議会

### 下関市社会福祉法人地域公益活動 推進協議会の取り組み

「地域における公益的な取組」が責務化され、複数の社会福祉法人経営者から「制度の狭間や既存の仕組みでは対応できない、地域における、地域に特有の福祉ニーズに、社会福祉法人が連携・協働して取り組めないか」との声があがり、下関市社会福祉協議会を事務局とする「下関市社会福祉法人地域公益活動推進協議会」が平成29年7月に設立されました。現在、下関市において、加入率80%（51法人／64法人）の種別を問わない社会福祉法人が連携・協働できる顔の見える関係ができています。

具体的な取り組みとして、ふくし生活SOS事業、福祉人材育成事業、広報啓発事業があります。ふくし生活SOS事業は、会員法人が経営する施設・事業所に相談窓口を設置し、地域生活課題を抱える地域住民が、身近な場所で相談支援を受けられる体制を整備することで地域福祉の向上を図ることを目的とするもの

であり、下関市内80か所に「ふくし生活SOS相談所（ピンクののぼりが目印）」ができました。また、下関市内7会場（大型ショッピングセンターなど）において出張相談会を開催しました。さまざまな法人の職員同士の交流の場となり、新たな関係作りができたことも大きな成果となりました。地域住民を対象に、「ふくし生活SOSフォーラムinしきのせき“いつもあなたのそばにいる～暮らしを支える社会福祉法人”」としてこれまで、下関市における制度の狭間にある人々の支援の取り組みをテーマにしたシンポジウムや、8050問題、ひきこもりの正しい知識とその対策についての講演などを実施し、毎回200名を超える参加があります。福祉人材育成事業の一つ、意見交換会は、各法人の相談所窓口での聞き取り方法や適切な支援機関へつなぐ基礎的な対応方法を学ぶとともに、地域課題などの情報共有と共通理解を図ることを目的に開催しています。広報啓発事業では、「しきのせき地公推だより」を全戸配布し、ふくし生活SOS相談事業などのPRを行っています。

社協との  
連携・協働  
の思い

### 社協こそが社会福祉法人の 協働・連携の要

少子高齢化の進展や福祉ニーズが多様化・複雑化・複合化するなかで、私たち社会福祉法人は経営基盤の強化を図るとともに、これらの新たな福祉ニーズに応えなければなりません。「社会福祉連携推進法人」が創設されたが、そこまでしなくとも、それぞれの地域における社協を中心とする社会福祉法人のゆるやかな連携において、地域の困りごと総合相談、生活困窮者支援、災害等支援、ネットワーク構築、福祉人材確保や育成など、かなりのことが実施できます。地域住民や地域の社会福祉法人から信頼される社協が、リーダーシップを発揮し、「連携・協働」の要として機能することに大きな期待を寄せています。

下関市社会福祉法人地域公益活動推進協議会が

地域や地域住民に必要とされ、そこにあってよかつたと実感していただけるよう、さらなる取り組みを進めます。今やりたいことは、住まいの確保と生活支援を一体的に提供する居住支援の取り組みや、新型コロナウィルス感染症発生時における応援職員派遣の仕組みづくりです。



ふくし生活SOS出張相談会